

## 芦屋町障害者活躍推進計画

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 機関名                          | 芦屋町教育委員会   |
| 任命権者                         | 芦屋町教育長   |
| 計画期間                         | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）  |
| 芦屋町（教育委員会）における障害者雇用に関する課題    | <p>芦屋町教育委員会については、職員総数が35人程度の小規模な機関であり、職員は芦屋町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。よって障害者に限定した募集・採用も行っていない。</p> <p>現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>  |
| 目標                           |  |
| ①<br>採用に関する目標                | 職員は、芦屋町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。   |
| ②<br>定着に関する目標                | なし   |
| 取組内容                         |  |
| ①<br>障害者の活躍を推進する体制整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は、芦屋町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていないことから、雇用促進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</li> <li>○ 障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</li> </ul>  |
| ②<br>障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>   |
| ③<br>障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、毎年度実施している所属長との個人面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> </ul> |
| その他                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li> </ul>  |